

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社トチシューに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社トチシューに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2023年12月15日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社トチシューに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫(「商工中金」)が株式会社トチシュー(「トチシュー」)に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、株式会社商工中金経済研究所(「商工中金経済研究所」)による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ(PIF イニシアティブ)を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、トチシューの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、トチシューがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

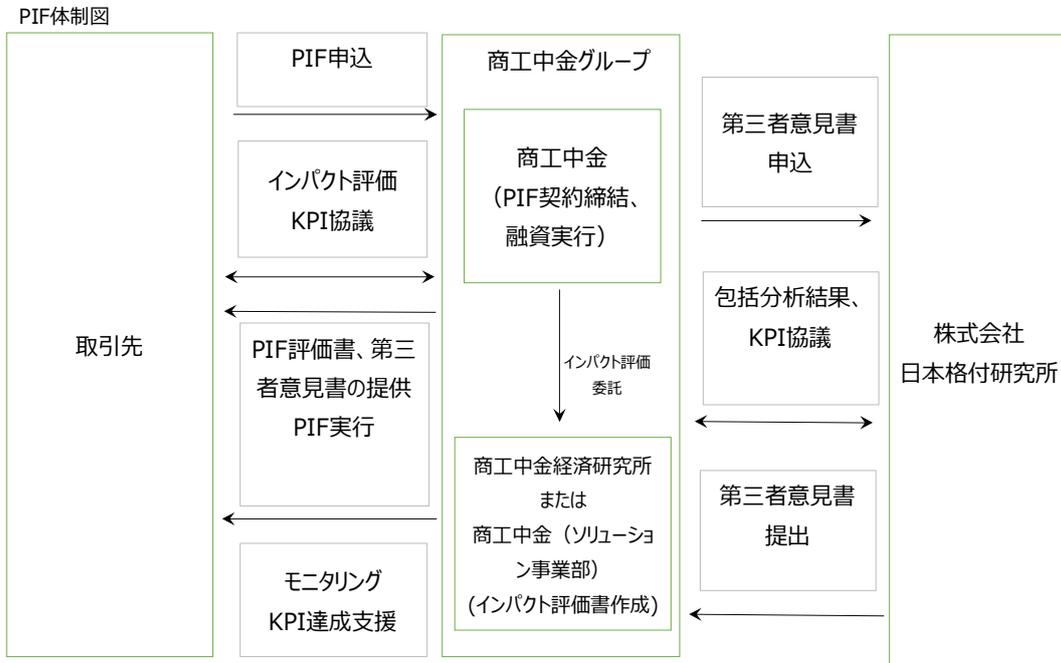
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるトチシューから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

井上 肇

井上 肇



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年12月15日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社トチシュー（以下、トチシュー）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、トチシューの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社トチシュー
借入金額	150,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	10 年
モニタリング実施時期	毎年 6 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	栃木県鹿沼市磯町東川原 123 番地
創業・設立	創業：1973 年 6 月 7 日 設立：2023 年 4 月 3 日
資本金	48,000,000 円
従業員数	30 名（2023 年 11 月現在）
事業内容	集成材製造業
主要取引先	積水ハウス(株)

【業務内容】

■ 事業概略

- トチシューは、主に構造用・造作用集成材の製造を取り扱う事業者であり、SDGs を基とした JAS 及び森林認証を証明した生産品出荷量において関東・中部地方の第 1 位を誇る企業である。前身は 1973 年に創業した栃木県集成材協業組合で、4 社の組合員と共に、造作用集成材製造業を営んでいた。その後、全国的な造作用集成材市場が縮小した際に、住宅需要の高まりを受けて構造用集成材の取り扱いを始め、社是にある『誠実・貢献』の下、何よりも品質に特化した集成材を供給することで積水ハウス(株)を始めとした大手ハウスメーカー、大手企業との取引が増加し、業容を拡大してきた。



写真①：当社 HP 写真 当社より提供

- 取り扱う主要材木は栃木県産桧と外国産ホワイトスプルースであり、特徴として白色ないし淡黄褐色かつ光沢があることから、仕上がりは高級感があり、滑らかな手触りとなることに加えて、加工がしやすく、耐水性や強度に優れている。当社の主な販売先は積水ハウス(株)を中心としており、その他県内外の公共物件や都内競技場、体育館、学校などへ加工した集成材を供給している。



写真②：当社 HP 写真 当社より提供



写真③：当社 HP 写真 当社より提供

- 当社では《and CLAMP》というブランドを立ち上げ、製造工程で発生する端材を利用し、地元の子供達やその家族が参加できる体験型ワークショップの開催や店舗什器や家具の設計、製造、販売を行っている。これにより地域産業の活性化と顧客満足度の向上に繋げている。



写真④：当社 HP 写真 当社より提供

【製造工程概略・特徴】 写真以下：製造工程 全て当社より提供

当社では下記製造における全工程において、全て人の目を通し、検品を行っている。これにより、他社より労力や時間を要するが、品質面において高い信用力を産み出す源泉となっている。



1. 材料の投入



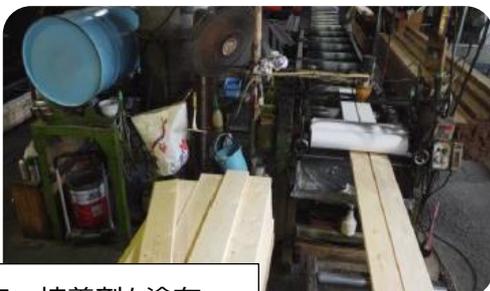
2. 予備切削
分速 60m~80m にて切削



4. 選別仕組
不良材を人の目にて全数検品



3. 等級区分・強度チェック
当社では JAS 規格による全数強度測定を実施し、厳密にランク分けする MSR 強度チェックを採用している。



5. 接着剤を塗布



6. 回転プレス



7. 縦プレス



8. 仕上げ



9. 製品出荷



10. ピッキング

■ 事業活動における各種ガイドライン

当社では業務を遂行するにあたり、社内の経営課題に解決と方向性の明確化を図ると共に、顧客満足度の最大化を図り、企業価値向上に繋げるために以下ガイドラインを制定している。

● CSR ガイドライン

コーポレートガバナンスの遵守や従業員の健康管理と安全衛生の確保及び、環境保全への方向性や社会貢献等の CSR を推進する指針を明確にし、CSR の取り組みを社内外に対し示している。

● BCP ガイドライン

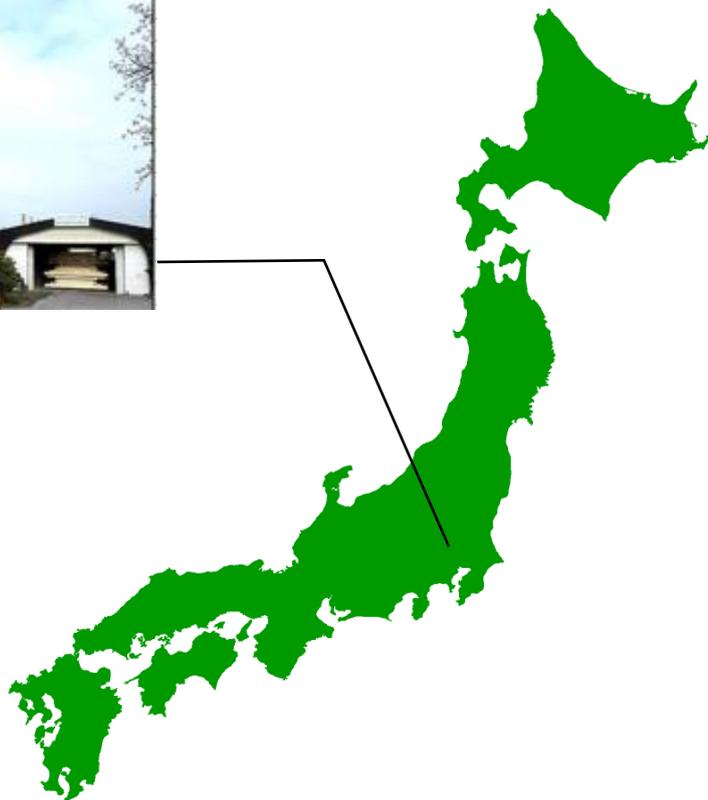
2022年3月に事業継続力強化計画を策定し、国から認証を受けた。ホワイトウッド構造用集成材と桧構造用集成材を重要商品として定義し、地震、火災、台風等の自然災害時の被害想定を勘案した事業継続方針や当計画の運用方針を定めている。

● LMS ガイドライン

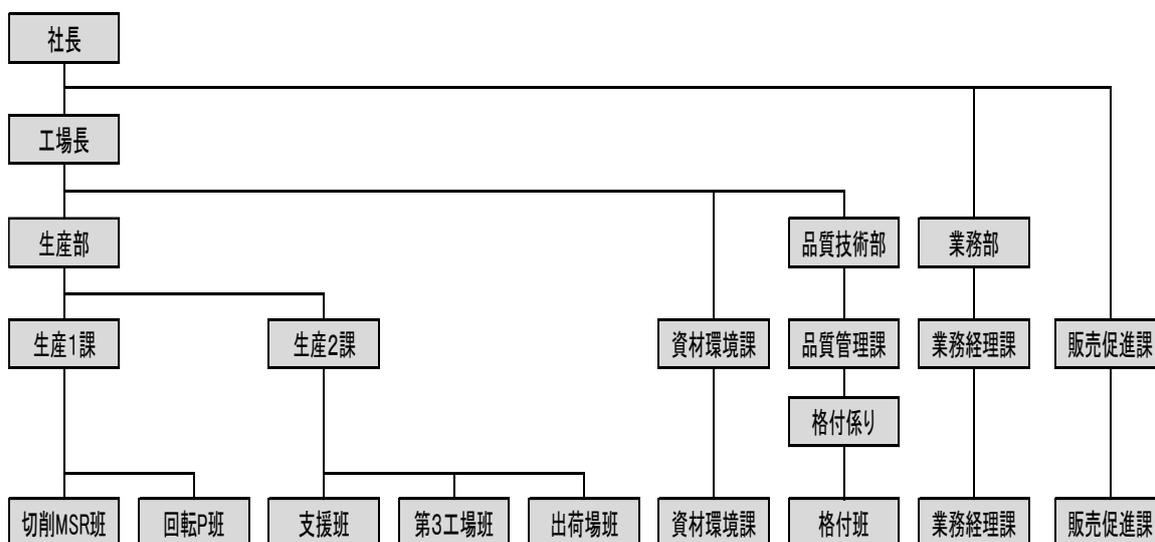
2024年問題に備えると共に、効率的な物流を実現するため、原材料調達から製品出荷までの物流プロセス全体の方針を定めている。当社は森林認証を取得し、サプライチェーン全体での協力体制を確立させ、当社独自の取り組みとして物流の適正化・生産性向上を目指している。

【事業拠点】：本社写真 当社より提供

拠点名	住所	特徴
本社	栃木県鹿沼市磯町東川原 123 番地	本社兼集成材加工工場



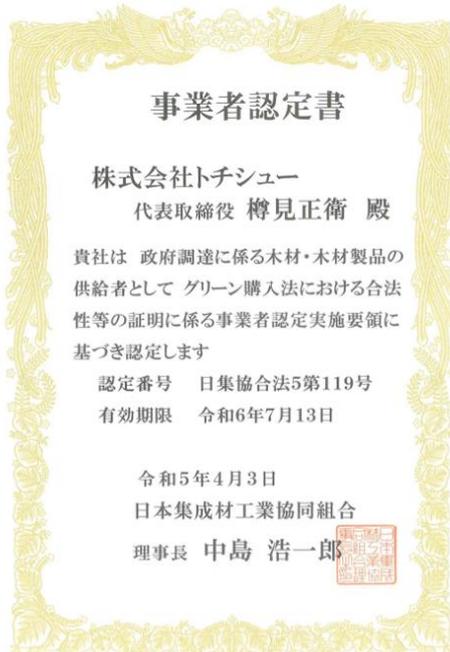
【組織図】



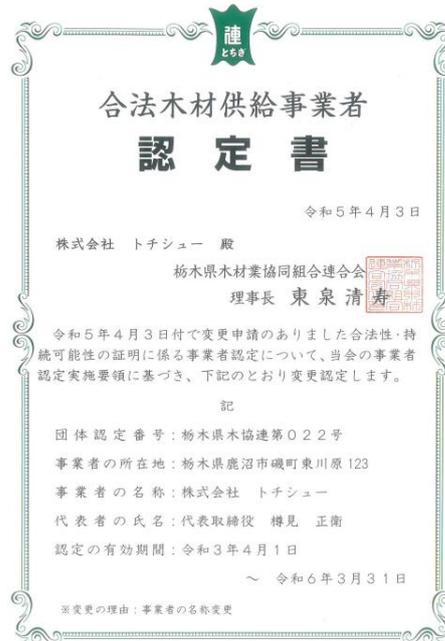
【沿革】

1973年6月	栃木県集成材協業組合設立
1974年10月	栃木県集成材協業組合創立
1975年4月	日本農林規格に基づく集成材製造の規格《集成材 JAS 認証》を取得
2003年3月	国際的な品質マネジメントシステムの構築規格《ISO9001 認証》を取得
2004年7月	グリーン購入法、外郭団体認証のフェアウッド取扱企業へ登録
2016年6月	世界的な森林認証制度《SGEC/PEFC 認証》を取得
2021年7月	持続可能な開発目標設定として《SDGs とちぎ》宣言登録
2021年11月	CSR ガイドライン制定
2022年1月	環境省が推進する温室効果ガス排出量の削減目標を定めた《中小企業版 SBT》を策定・登録
2022年3月	<p>経済産業省が推進する事業継続力強化計画策定・認証</p>  <p>令和3年度 事業継続力強化計画 認定 経済産業省</p> <p>画像②：事業継続力強化計画認定マーク</p>
2022年4月	<p>安心安全な製品の普及活動として《JAS 構造用材利用拡大宣言》を登録 サプライチェーン全体の共存共栄を示す《パートナーシップ構築宣言》を登録</p>  <p>パートナーシップ 構築宣言</p> <p>画像③：パートナーシップ構築宣言</p>
2022年10月	EMS・BCP ガイドライン策定
2022年12月	環境省が脱炭素社会啓発活動として推進する《脱炭素に繋がる新しい豊かな暮らしを創るも区民運動》に登録
2023年4月	株式会社トチシューへ社名変更
2023年7月	環境省が推進する《GVC(グリーンバリューチェーンプラットフォーム)》へ登録
2023年8月	LMS ガイドライン/CFP ガイドライン策定
2023年11月	東京で行われた G7 外相会合にて、当社の SDGs 活動が紹介
2023年12月	令和5年度気候変動アクション環境大臣表彰を受賞

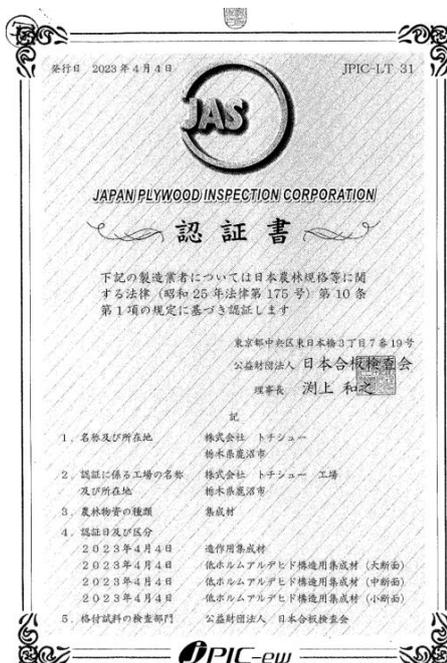
【各種認証・登録】



画像④：グリーン購入法 事業者認定書



画像⑤：合法木材供給事業者認定書



画像⑥：JAS 認定書

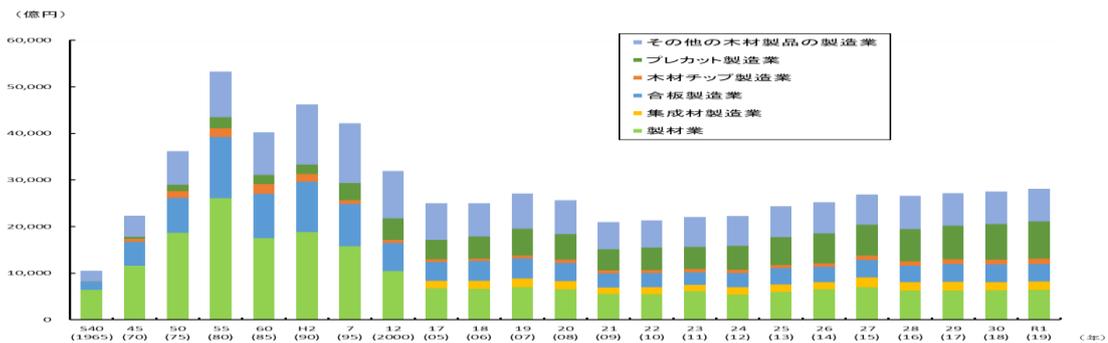


画像⑦：栃木県産出材証明

2.2 業界動向

■ 木材産業の動向

- 木材産業は、林業によって生産される原木を加工し、様々な木材製品を生産・販売する産業である。木材製品には、製材、集成材、合板、木材チップなどが含まれ、建築業界を始めとする実需者に供給され、最終的に住宅、公共建築物、紙、板紙、エネルギーなどの分野で利用されている。木材産業は、林業経営者や素材生産業者などの供給者と建設業者や住宅メーカーなどの実需者との連携によって成り立っており、木材の供給から加工、流通、最終利用までを担当している。
- この産業は、国産材や輸入材を使用して様々な木材製品を生産するため、立地は森林資材が豊富な山間部や港湾がある臨海部に多くある。木材産業は、森林資材の管理と利用によって地域の雇用を創出し、経済を活性化させる役割を果たしている。
- 日本の木材産業の生産規模は、木材・木製品製造業の製造品出荷額などを基に評価される。長期的には減少傾向にあったが、2010年以降は住宅建設需要の高まりにより緩やかに回復し、2018年には前年比2.3%増の約2兆7,173億円に達した。

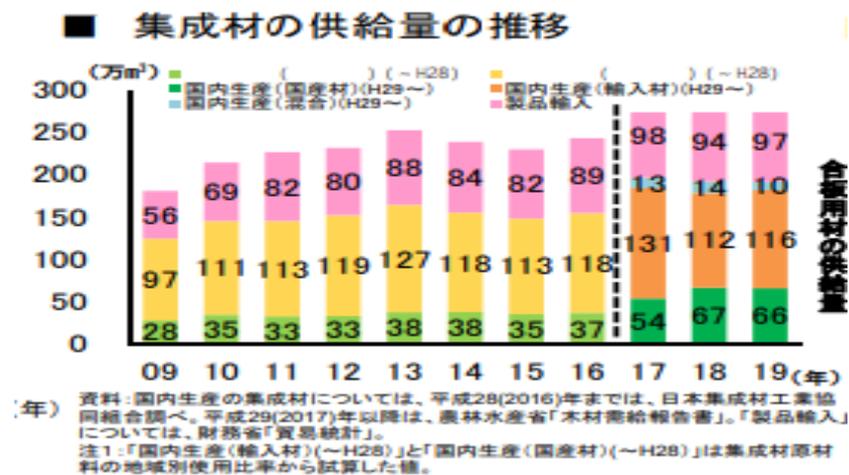


画像⑧：林野庁 集成材の供給量の推移

- 需要者のニーズに応じた木材製品の安定供給と品質向上が、木材産業の重要な課題の一つである。近年、木材住宅の品質と性能に対する需要が高まっており、品質と性能が確かな木材製品への需要が増加している。特にプレカット材と呼ばれる機械加工された木材の利用が広まり、高品質な木材の需要が高まっている。
- 木材産業は、木材の安定供給体制を整備するために取り組んでいる。川上から川下までのサプライチェーンの再構築により、木材の生産と供給を効率的に行うことができ、特にプレカット材の利用が増えることで、木材の需要に対する効率的な供給体制の整備が進んでいる。
- 林野庁は、原木の安定供給体制を構築するために、川上の素材生産業者や森林組合による原木供給力の増大を推進している。また、需給情報の共有化や、原木流通の効率化に取り組んでいる。さらに、国有林野事業などによる立ち木や素材の協定取引も行われており、原木の安定供給を支えている。また木材産業は、持続的な林業や将来の原木供給に向けて、木材の生産、流通、利用に関わる事業者が協力金を拠出して基金を設立した。これにより持続可能な林業への支援が行われており、適切な森林管理は環境問題に深い関わりを持つ。

■ 集成材製造業の動向

- 集成材は、ひき板(ラミナ)を集成接着して作られる木材製品で、その特性から住宅の柱や梁、土台などに広く利用されている。また、集成接着により大断面・長尺材や湾曲した形状の用材も生産でき、耐火集成材などの木質耐火部材が開発されている。
- 国内の集成材の生産量は、2006年以降一次的な減少傾向にあったが、2010年以降は住宅着工戸数の回復などを受けて増加傾向にあり、2019年には192万㎡に達した。この内、構造用集成材が大部分を占めており、国産材と輸入材の組み合わせも増加している。



画像⑨：林野庁 集成材の供給量の推移

- 国内での集成材の供給量において、国産材の割合は増加しており、2019年には約23%に達している。また、構造用集成材の輸入量も増加し、輸入製品が供給量の33%を占めている。主な輸入先国はフィンランド、ルーマニア、オーストラリアである。
- 環境への配慮が高まる中で、集成材製造業において持続可能な材料の需要が増加している。森林の保護、木材の適切な管理、再生可能エネルギーの普及など、環境に配慮した製造プロセスへの投資が進行中である。また顧客から持続可能性に関する要求も高まっており、業界は環境への影響を最小限に抑えつつ、高品質な集成材を提供する方法を模索している。集成材業界は、製品の品質と環境への影響に関する規制が厳格化しており、様々な国や地域での規制や認証基準を遵守し、製品の信頼性と持続可能性を証明することが求められている。
- 集成材の製造プロセスは技術革新により劇的に改善されている。最新の製造設備やデジタル技術を導入し、効率を向上させ、品質を一貫して高める取り組みが行われている。これにより、より精密な製品が生産され、木材加工メーカー業界内での技術的競争力が強化されている。
- 集成材製造業は、住宅建築などで広く利用される重要な産業である。国産材の利用増加や大規模化など、業界内での変化がみられる。また輸入製品も一部で増加しており、国外からの材料供給に頼る構造も存在する。集成材製造業は建築業界の需要に合わせて、生産体制を調整し、木材産業全体に貢献しているといえる。

2.3 企業理念、経営方針等

【社是】

社是
<p>誠実・貢献</p> <p>ものつくりで誠実であって、社会に貢献する企業である事。</p>

【経営方針】

サステナブル経営方針
<p>社是『誠実・貢献』の方針の下、森林循環企業の担い手として SDGs に貢献していきます。 お客様、品質、環境へ誠実な仕事を行い、高品質な製品を提供し、 社会に貢献する事と継続的改善を行います。</p>
環境方針
<p>SGEC/PEFC 森林認証材の流通活性を促進する。</p>
品質方針
<p>SGEC 認証材・JAS 認証材の利用拡大を通じて、持続可能性と 環境への配慮を重要視し、透明性とリスク管理を徹底して行う。</p>

2.4 事業活動

トチシューは以下のような環境・経済・社会へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面】

■ SGEC/PEFC 認証取得における森林認証材の取り扱いによる環境保全活動の推進

- 森林認証材とは森林認証制度に基づいて、適正に管理された森林から生産される材木を指す。その材木には生産、流通、加工工程でラベリングされ、表示管理されることが義務付けられている。当社は集成材製造業界のリードカンパニーとして 2016 年 6 月に SGEC/PEFC 認証※、CoC 認証※を取得した。
- この森林認証は森林オーナーが定めた森林施業方針が適切なものであるか、またそれに沿った施業が行われているかを第三者機関が審査し認証を行い、認証取得後も SGEC の外部監査は毎年行われ、適切な運営がなされているかを監視している。
- そうした森林から算出された木材が、製材や加工の各段階を経て最終製品に至るまで、SGEC 認証材であることが追跡できるように管理されているかを審査するため、サプライチェーン全体での協力体制の確立が不可欠である。
- 当認証の取得により、違法伐採、紛争材、違法労働などによる木材の不当な流通を自社で作成した CoC 管理マニュアルに従って厳正に監視し、適正に管理された森林からの木材共有を行うことに加え、森林認証材の流通活性を促進することで、森林循環の担い手として森林破壊抑止力を持つことにより、持続可能なエネルギー及び環境保全活動の推進を行っている。



画像⑩：SGEC/PEFC 認証

※SGEC/PEFC 認証

Sustainable Green Ecosystem Council の略称であり、日本では緑の循環会議を指す。2003 年にされた国内の森林・林業・木材業界、環境 NPO 等 70 数団体の総意のもと日本独自の森林認証を行う機関である。一方で、PEFC(Pan European Forest Certification Schemes)の略称であり、各国の森林認証を相互承認していくプログラムを指し、適用地域は全世界に及ぶ。

※CoC 認証

Chain of Custody の略称であり、森林管理認証(FM 認証)を受けた森林から算出された木材・紙製品を、適切に管理・加工していることを認証する制度を指す。また森林認証を受けた森林から最終製品になるまでの間、製品の所有権を持つすべての事業体が対象となる。

■ 木材産業発展への取り組みによる SDGs とちぎマーク取得

- 栃木県は SDGs 推進企業登録制度を創設し、県内企業における SDGs 達成に向けた企業の主体的な取り組みを推進している。当社は 2021 年に当認証を取得した。具体的取り組みとしては組織体制や製造工程、労働者に対して自社としてどのような取組を行っているかという声明を表示し、持続可能で環境調和型の木材産業の発展に寄与している。



画像⑩：栃木 SDGs 推進企業 登録マーク

■ 中小企業版 SBT 認証取得及び環境負荷低減への取り組み

- 当社は業界のリーディングカンパニーとして CO₂ のサプライチェーン排出量(事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した)の削減を目指すために、2022 年 1 月に建設資材を扱う中小企業の中では日本初となる SBT 認証[※]を取得した。2023 年 3 月 1 日時点で当認証を取得した企業は日本で 369 社程度である。



画像⑪：SBT 認証マーク

- 当社では主要取扱材木であるホワイトウッド並びに栃木県産桧の集成材製造ライフサイクルに関わる CO₂ 排出量を Scope3 まで算出して CFP[※]を可視化し、HP に公開している。また今後更なる CO₂ 排出量削減を目指し、2023 年 7 月に環境省が主導する企業の脱炭素経営に向けた取り組みを支援するために温室効果ガス排出に関する情報をまとめた総合情報プラットフォームである GVC(グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム)に参画した。これにより専門機関のネットワークとの協力体制を確立し、事業活動に活かしている。2023 年時点で、日本における参画企業は 109 社である。



画像⑫：CFP マーク

- この CFP 可視化への取り組みにより、森林認証材を加工するサプライヤーとしての地位を確立し、業界内での優位性を高めていると同時に、当社に関わる全事業者及び世界に対して CO₂ 削減に積極的に取り組む持続可能な企業である事を示している。

※SBT 認証

Science Based Target の略称であり、パリ協定(世界の気温上昇を産業革命前より 2℃を十分に下回る水準に抑え、また 1.5℃に抑えることを目指すもの)が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標を立てていることを示す国際認証を指す。

※CFP

Carbon Footprint of Products の略称であり、商品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO₂ に換算して、HP や商品に表示する取り組み

■ 木質バイオマス発電燃料の製造による資源有効活用及び品質管理体制の確立

- 当社は国のものづくり補助金を活用し、2017 年度から木質バイオマス発電燃料の製造を開始した。この燃料は集成材製造過程で発生する木くずを 100%再利用し、自社にて固形状に成型したものであり、形状は長さ 20mm~50mm 程度である。密度が高いため発熱量が大きい特徴を持ち、形状が一定であるため、貯蔵、運搬がしやすいメリットを持つ。当社では 2022 年には年間 160 トン程度の製造能力を持ち、今後も設備拡大により、生産能力向上を目指し、供給の安定化を図る。
- 木質バイオマス燃料におけるエネルギー利用は、植林から生産、消費に係る製品ライフサイクルにおいて、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルな特性を有する。当社は本製品の安定的な供給及び、CFP ガイドラインによる厳正な管理により、CO₂ 排出量の抑制を可能にしており、環境保護に努めていると同時に、従来廃棄されていた木くずの再利用により、廃棄物量を低減し、循環型社会に貢献している。



写真左⑤右⑥：木質バイオマス燃料製造工程

- 当社は環境保全への様々な取り組みを行う中で、組織としての環境パフォーマンスの最大化を図るために、ISO14001 の要求事項に合わせた EMS(環境マネジメントシステム)ガイドラインを制定した。一般的にこの基準は持続可能性の《環境の柱》に寄与するような体系的な方法で組織の環境責任をマネジメントするために用いられるものである。このガイドライン制定による管理手法により当社は、環境、組織及びその利害関係者に価値をもたらす成果の達成に役立っており、当社の事業活動における根幹を担う。
- また品質保証と企業価値向上を目的として 1975 年に日本農林規格 (JAS) を取得した。これにより製造する集成材の品質の安全性と信頼性を保証している。製造工程の標準化が進み、毎日の厳密な製品検査を実施することで品質管理の強化に繋げ、社内の品質志向を高め、業界のリードカンパニーとして業界全体の品質向上に貢献している。また 2022 年に、林野庁の JAS 構造材活用拡大宣言にも参画している。



画像⑭：JAS マーク

【社会面・経済面】

■ 安心・安全な労働環境の整備と働き方改善への取り組み

- 年一度の健康診断の受診に加え、希望者に対しては、産業医との面談を行う制度を導入している。
- 当社では従業員とのコミュニケーションを重要視しており、年間で一回以上、社長や部長自らキャリアコンサルティングを行っている。この取り組みによって従業員は会社と将来ビジョンを共有しながら目的意識を持って業務を遂行でき、早期離職防止(2022年時点離職率 10%)に繋がっている。また中堅層に対してアンガーマネジメント講習を実施し、社内のキャリアコンサルタントの育成を図っている。
- 従業員は2023年11月時点で30名(男性26名、女性4名)であり、月間時間外労働時間は平均2時間程度と少ないが、より一層の業務の効率化の推進を目的としてインターバル制度の導入した。また業務や一部製造部門の機械化を推進し、社内のIT化を進めていく方針である。その取り組みの一つとして集成材製造工程における加工不具合要因判断のAI化が挙げられる。これは当社の技術者の高齢化に問題意識を持ち、技術力の均衡化やデータによる統計的な判断の推進、省力化による他部門強化を目的として、生産ラインにAIを活用した外観検査システムを導入するものである。現在補助金申請を行っており、これが導入されることにより、生産ラインの効率化が図られると同時に、業務の省力化が期待される。
- 平均有給取得率は70%であり、これは製造業の平均有給取得率33%と比較しても非常に高い水準である。また男女共に、不妊治療特別休暇並びに、育休産休制度を確立しており、職場復帰後も在宅勤務や時短勤務など柔軟な働き方を可能にしている。
- 労働安全面では、安全管理者が定期的に確認・指導を行っており、過去5年以上重大な労災事故は発生していない。またハラスメント防止体制として、社内でハラスメント相談制度を設けており、過去5年間でハラスメント事案は一件も発生していない。

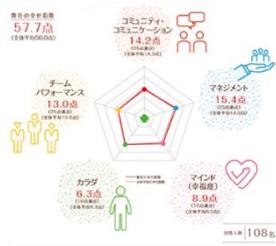
■ 社内外教育の推進と独自の評価制度導入

- 当社は従業員教育に力を入れており、積極的に社内外研修を行っている。社内研修では業務に関連する生産課題研修やISO研修を通して内部管理体制の強化を図っているだけでなく、プレゼン手法や顧客満足度を向上させる研修を執り行っており、個人のスキルアップを図る取り組みを行っている。社外研修では、リーダー育成研修や管理職研修、IoT導入研修を通して若手管理職の育成を積極的に推進している。
- 自社内で従業員に対する独自の評価制度を敷いている。その中の取り組みの一つとしてアピールアワードがある。これは半年に一度、従業員が自身の業務において、会社に貢献したと判断した取り組みや本人が認識する会社の課題に対し、どのような解決策があるかという意見を社長含めた幹部に対しプレゼンテーションを行い、評価を受けるというものである。この取り組みにより、従業員の主体性が高まり、昇給にも反映されるため、エンゲージメントの向上に繋がっている。
- 年初に一度社長と従業員が一人一人対話を行い、年間を通じて課題を設定する。年度末には独自の評価シートを用いて、全社的に評価を行っている。結果として、課題に対してどの程度コミットしたかによって相応の職務手当を授与する制度を敷いており、従業員の働きがい向上に繋がっている。

【社会面】

■ 従業員の幸福度向上への取り組み

- 会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、2024 年末より商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ^{注9}」に取り組む予定である。今後、会社が持続的に発展していくことが目標であり、そのために従業員にはよりやりがいを感じてもらう必要があるとの課題認識を持っていることから、従業員の将来ビジョンやキャリアプランをしっかりと示すことでエンゲージメント向上に繋げていく方針である。



※幸せデザインサーベイ

幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。

画像⑮：幸せデザインサーベイ図 商工中金より提出

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包括的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	単板（ベニア）シート及び木材を主たる材料とする板製造業
ポジティブインパクト	住居、雇用、包括的で健全な経済
ネガティブインパクト	雇用、水(質)、大気、資源効率・安全性、気候、廃棄物

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブインパクト

インパクト	取組内容
教育	➢ 従業員のスキル向上に向けた取り組み
雇用	➢ 幸せデザインサーベイを活用した従業員満足度の向上
雇用、包括的で健全な経済	➢ ダイバーシティ推進

■ネガティブインパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
雇用	➢ 従業員の働きやすさを改善していく取り組み
気候	➢ 温室効果ガス削減への取り組み
資源効率・安全性、廃棄物	➢ 木くずを利用した木質バイオマス燃料生産の拡大

生物多様性と生態系サービス、 資源効率・安全性	➤ 森林認証材の取り扱い強化による環境保全活動の推進
----------------------------	----------------------------

同社事業では一般住居を建築するための柱や木材製品を製造しているが、影響が間接的であることから「住居」をポジティブ・インパクトとして特定していない。

また事業活動において水の使用がないことから、UNEP FI のインパクト分析で発出された「水(質)」はネガティブ・インパクトとして特定していない。また当社の事業において窒素酸化物や粒子状物質が発生しないことから「大気」もネガティブインパクトに特定しない扱いとした。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

トチシューは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	教育		
取組内容（インパクト内容）	従業員のスキル向上に向けた取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間 10 件以上グループ型外部講習会を実施する（2022 年度グループ型外部講習会 9 件実施） ● 外部講習会参加者を年間 10 人以上とする 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後、少ない人員でも最大の価値を創造していく上で、工場内の IT 化を進めていく方針であり、それに伴う IT 知識や IoT 関連の知識の熟成を行うため、外部から専門家を派遣し講習会を開催していく方針である。 ➢ 現在行っている社長主導の社内研修会の内容をより高度化させ、顧客満足度向上に繋がる従業員のスキルアップを推進することにより、従業員が意識的にスキル向上を目指す体制作りを行う。 ➢ 毎年開催される各技術者講習会への参加計画を作成し、またその内容について、議事録の作成や朝礼などで横展開を行うことで、全社的な情報として蓄積し、従業員のスキル向上を図る。 		
貢献する SDGs ターゲット	4.3	2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	
	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	

特定したインパクト	雇用（働きがいのある職場づくり）
取組内容（インパクト内容）	幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024 年末までに幸せデザインサーベイを導入し、その数値改善のための施策を決定する。以降改善効果を確認するため、幸せデザインサーベイを毎年実施することを検討する
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、今後当社にとって必要性の高い施策や制度の導入検討

	を行うことによって、従業員と共に満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。	
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済	
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティ推進	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2028 年未までに女性技術者を 4 名採用する（2022 年女性技術者 2 名） ● 2028 年未までに女性管理職を 1 名以上採用する（2022 年女性管理職 0 名） ● 2033 年未までに女性管理職登用比率 20%を目指す（2022 年女性管理職登用比率 0%） ● 2033 年未までに障がい者を 1 名以上採用する（2022 年障がい者雇用 0 名） 	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当社従業員の内、2 名が女性従業員であり、技術者として活躍している。今後も PC サイトを中心とした採用活動により女性従業員（一般職員並びに技術職員を含む）の採用を強化していく方針である。 ➢ 2023 年 11 月現在、管理職 4 名の内、女性は 0 名であり、今後は社内で女性管理職の若年登用を目指すために、外部機関講習への参加や資格試験補助等を通して人材教育を積極的に行い、ダイバーシティ推進を図る。 ➢ 社内の高齢化や人材不足に課題認識を持ち、今後の雇用安定化に向けて、工場内のバリアフリー等や制度設計等を検討し、障がい者が働きやすい環境を整備していく方針である。 	
貢献する SDGs ターゲット	4.5	2030 年まで、教育におけるジェンダ－格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 
	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 

	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
--	------	---	---

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	従業員の働きやすさを改善していく取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、平均有給休暇取得率 70%以上を維持する (2022年平均有給休暇取得率 70%) ● 融資期間中、離職率を 10%未満を維持する (2022年離職率 10%) ● 2033年末までにキャリアコンサルタントを 3名育成する (2022年キャリアコンサルタント 1名) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2022年度の平均有給休暇取得率は 70%であり、高水準であるが、従業員の間で取得状況にばらつきがあったため、職場環境向上の観点からも全員が一定日数以上の有給休暇を取得することを目指す。 ➢ 現状、従業員一人当たりの月間平均残業時間は 2 時間程度であるが、今後担い手減少や高齢化が進行することを加味して、製造部門の機械化や IT 化を推進し、業務効率化を図り、有給休暇取得率向上に繋げていく方針である。 ➢ 従業員との面談を定期的に行うことで、課題認識を共有し、改善を行うことでエンゲージメントを向上させ、現状の離職率(10%)を維持、または低減させる。 ➢ 今後従業員の増加が予想されるため、社内講習や外部研修を通じて新たにキャリアコンサルタントを育成し、エンゲージメント向上に繋げていく方針である。 		
貢献する SDGs ターゲット	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
--	-----	--	---

特定したインパクト	気候		
取組内容（インパクト内容）	温室効果ガス削減への取り組み		
KPI	● 2028 年末までに年間 CO2 排出量を 270t-CO2 以下とする (2021 年度 CO2 排出量 342t-CO2)		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2022 年に国内の中小企業では初となる SBT 認証を取得した。自社で製品ライフサイクルに関わる CO2 排出量を Scope3 まで算出しており、自社 HP に公開している。 ➢ 今後も CFP に基づいて CO2 排出量の削減を継続していく中で、SGEC/PEFC 認証を維持し、中小企業版 SBT で定めた削減目標達成に向けて、業務を行っていく方針である。 ➢ CO2 排出量削減に向けて、GVC(グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム)に参画し、専門機関とのネットワークを確立している。 		
貢献する SDGs ターゲット	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	

特定したインパクト	資源効率・安全性、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	木くずを利用した木質バイオマス燃料生産の拡大		
KPI	● 2033 年までに木質バイオマス燃料の売上 10 百万円を目指す (2022 年バイオマス燃料売上 3 百万円)		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ バイオマス燃料を製造する機械を一台保有しているが、生産能力が逼迫している。今後、一定以上の引き合いが認められることから、機械を追加導入を検討し、生産を加速させていく方針である。 ➢ 販促活動としては社長を中心として SDGs 活動に関心が高い企業を中心に営業活動強化し、売上拡大を目指す。 		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	

	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
--	------	---	---

特定したインパクト	生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性		
取組内容(インパクト内容)	森林認証材の取り扱いを強化による環境保全活動の推進		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、当社が取り扱う木材に占める森林認証材の取り扱い比率を70%以上/年間とする (2022年森林認証材の取り扱い比率70%) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ SGEC/PEFC-COC 認証を継続するため、年に1度の監査並びに5年間に一度の更新を行う。 ➢ 森林の管理から完成品の供給までサプライチェーン全体の協力体制の確立が不可欠であり、今後も業界のリーディングカンパニーとして相互監視を継続しながら持続可能な生産体制を敷いていく方針である。 		
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	

5.サステナビリティ管理体制

トチシューでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、鹿妻 久社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、鹿妻 久社長を最高責任者兼プロジェクト・リーダーとし、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長 鹿妻 久
(プロジェクト・リーダー)	代表取締役社長 鹿妻 久

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、トチシューと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、トチシューと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。トチシューは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

コンサルタント 白石 一真

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190